

利府町広告事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、利府町広告事業実施要綱(平成20年9月9日施行。以下「実施要綱」という。)及び利府町広告掲載等基準(平成20年9月9日施行。以下「掲載等基準」という。)に基づく広告事業の実施について一般的事項を定めるものとする。

(広告募集要項の作成)

第2条 実施課長等は、広告事業を実施しようとするときは、その広告媒体に係る広告の募集要項を作成し、企画部秘書政策課長に通知するものとする。

2 前項に規定する募集要項には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

- (1) 広告事業の種別
- (2) 広告媒体の名称及び概要
- (3) 募集する広告の概要(規格、数量、掲載等の期間、広告料等)
- (4) 広告主又は広告の内容、デザイン等に関する条件
- (5) 広告掲載等(広告物の掲出、事業協賛及びネーミングライツ等を含む。以下同じ。)の申込方法、申込期限及び決定に関する事項
- (6) 担当者の所属及び連絡先
- (7) 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和44年利府町条例第1号)、利府町都市公園条例(昭和48年利府町条例第21号)等の法令に基づく手続が必要な場合は、その内容
- (8) その他、広告等の募集に関し必要な事項

(広告等の募集)

第3条 広告等の募集(以下「募集」という。)は、実施課長等が、広告媒体ごとに随時行うものとする。この場合において実施課長等が必要と認めるときは、募集に係る事務の一部を企画部秘書政策課長に依頼することができるものとする。

2 募集は、原則として公募により行うものとする。

3 実施課長等は、ホームページ及び広報印刷物等により直接募集するほか、広告代理店等を通じて募集することができるものとする。

4 企画部秘書政策課長は、応募企業等の利便性を図るため、募集に関する情報を一元的に管理し、ホームページ等を活用して、広く提供するものとする。

(広告掲載等の申込み)

第4条 実施課長等が直接募集する広告等への掲載希望者は、広告掲載等申込書を、

郵送、ファクシミリ又は電子メール若しくは電子申請システムにより、指定する期間内に、当該実施課長等に提出するものとする。

(広告掲載等の決定)

第5条 実施課長等は、前条の規定により広告掲載等の申込みがあったときは、実施要綱第6条第1項に規定する利府町広告審査委員会に諮問し、その答申を受け、広告掲載の可否を決定する。

2 募集した数を超えて申込みがあった場合は、次の各号の順位により決定するものとする。この場合、同順位のものの中では、広告料の総額が最も高いものを優先することができる。

(1) 町内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興その他の県内地域経済の活性化に資すると認められるものであって、町内に事業所等を有するものを第1順位とする。

(2) 町内に事業所等を有するものを第2順位とする。

(3) 前2号に掲げる以外のものを第3順位とする。

3 前項の規定にかかわらず、順位の決定方法について募集要項にあらかじめ規定した場合は、その規定を優先して決定して差し支えないものとする。

4 実施課長等は、広告掲載等の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、当該申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 実施課長等は、広告等の掲載を可とした申込者（以下「広告主」という。）と、原則として、当該広告事業の仕様及び条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。ただし、広告掲載料が少額であって、かつ、当該広告事業の履行に差し支えがないと実施課長等が認める場合には、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した承諾書又は請書の提出を求めることに代えることができるものとする。

2 前項の規定による契約書には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

(1) 契約の名称（広告事業の種別及び広告媒体の名称）

(2) 契約金額（広告掲載料）及びその納付に関する事項

(3) 契約保証金に関する事項

(4) 広告等の仕様（広告の内容及びデザイン等に関する条件、広告原稿の形態等）

(5) 広告原稿等の納入場所及び納入期限

(6) 履行遅滞又は不履行の場合の取扱い

- (7) 広告に関する責任の所在及び紛争が生じた場合の解決方法
 - (8) 契約解除に関する事項
 - (9) その他、広告事業の実施に関し必要な事項
- (広告掲載料)

第7条 広告掲載料については、別に定める。

- 2 広告主は、広告掲載料を実施課長等の指定する期日までに納付するものとする。
- 3 広告主は、前項に定める期日までに広告掲載料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、当該未支払い金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率を乗じて計算した額を、違約金として支払わなければならない。

(広告の規格)

第8条 広告の規格については、広告媒体の種別、規格等に応じて、実施課長等が別に定める。

- 2 前項の場合において、印刷物に掲載する広告の規格については、次の区分を参考にして定めるものとする。

- (1) 印刷物の規格がA4判（縦型）の場合
 - ア 1ページ全面 縦260mm×横180mm
 - イ 1ページの2分の1 縦126mm×横180mm
 - ウ 1ページの4分の1 縦62mm×横180mm
- (2) 印刷物の規格がB5判（縦型）の場合
 - ア 1ページ全面 縦236mm×横155mm
 - イ 1ページの2分の1 縦116mm×横155mm
 - ウ 1ページの3分の1 縦77mm×横155mm

(広告の作成等)

第9条 広告主は、広告を作成するに当たっては、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は町及び広告媒体の信頼性等を損なうことのないよう、必ず実施課長等と協議するものとする。この場合において、当該協議が成立しないときは、実施課長等の解釈によるものとする。

- 2 広告主は、前項の協議の結果に基づき、広告を実施課長等が定める期日までに、指定する形式で、指定する場所に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 実施課長等は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は実施要綱、掲載等基準及びその他の規定に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その修正を求めることができるもの

とする。

- 2 前項の場合において、広告内容等の修正に要する費用は、広告主の負担とする。
(契約の解除)

第11条 実施課長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、当該契約を解除することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 第9条第2項又は前条の規定による広告内容又はデザイン等の修正を、広告主が行わないとき。

- 2 実施課長等は、前項に規定するもののほか、広告の掲載等を継続することが著しく不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。

- 3 実施課長等は、前2項の規定により広告の掲載等を取り消したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

- 4 広告主は、第1項又は第2項の規定により契約を解除されたときは、その解除の理由が町の責めに帰すべき理由である場合を除き、広告掲載料(広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額)の10%に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載等を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載等を取り下げるときは、書面により実施課長等に申し出なければならない。

- 3 広告主は、第1項の規定により広告の掲載等を取り下げた場合は、広告掲載料(広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額)の10%に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 町は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載等を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告事業の内容等が月単位で継続されるようなものである場合、掲載を取り消した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降分の納付済月額額の総額とする。

- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(事故責任)

第15条 広告主は、町の土地、建物及び工作物等（以下「施設等」という。）に広告物を設置する場合は、当該施設等の利用者の安全確保に十分配慮するものとする。

2 広告主は、広告物の落下、破損、倒壊等により施設等又は第三者に損害を生じさせた場合には、自らの責任及び負担において補償するものとする。ただし、当該事故の発生が町の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(広告代理店等を通じて募集する場合の取扱い)

第16条 第3条第3項の規定により広告代理店等を通じて広告を募集する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 第4条から第6条まで及び第12条の規定については、町が当該代理店等と協議して定める。

(2) 第7条第2項及び第3項、第9条から第11条まで、第13条、第15条並びに第18条の規定については、「広告主」を「広告代理店等」と読み替えて準用する。

(3) 第14条の規定については、広告代理店等が広告主に誓約させるとともに、その履行を保証するものとする。

(裁判管轄)

第17条 広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(その他)

第18条 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、実施課長等と広告主双方が協議して解決するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月8日から施行する。

この要領は、平成30年7月5日から施行する。

この要領は、令和2年7月7日から施行する。

この要領は、令和3年4月19日から施行する。

参考

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定するもの

(用語の意義)

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- (1) キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- (2) 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- (3) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第1号に該当する営業を除く。)
- (4) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第1号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。)が、客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)
- (5) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を10ルクス以下として営むもの(第1号から第2号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- (6) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- (7) まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- (8) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第1項の許可又は第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の承認を受けて風俗営業を営む者をい

う。

3 この法律において「接待」とは、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する営業をいう。

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

(1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業

(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)

(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業

(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条において同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

(1) 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(2) 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物

品を配達し、又は配達させることにより営むもの

- 8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。
- 9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。
- 10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。
- 11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。
 - (1) 接待飲食等営業
 - (2) 店舗型性風俗特殊営業
 - (3) 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後10時までの時間においてのみ営むもの以外のもの